

# 地方財政審議会付議（説明）案件

令和6年6月21日（金）

（案件名）

- ・ 地方団体に対して交付すべき令和六年度分の特別交付税の額の決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例に関する省令について（決裁案件）
- ・ 令和6年度特別交付税の特例交付額の決定について（決裁案件）

（参考）

○地方交付税法（昭和25年法律第211号）

（地方財政審議会の意見の聴取）

第二十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。

一 交付税の交付に関する命令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

二 略

三 第十条又は第十五条の規定により各地方団体に交付すべき交付税の額を決定し、又は変更しようとするとき。

自治財政局 財政課

青山 理事官（内23315）

## <石川県の復興基金の創設>

令和6年能登半島地震からの復興に向けて、被災自治体が地域の実情に応じて、住民生活の安定、住宅再建支援、産業や教育文化の振興等の様々な事業について、単年度予算の枠に縛られずに弾力的に対処できる資金として、復興基金を創設。

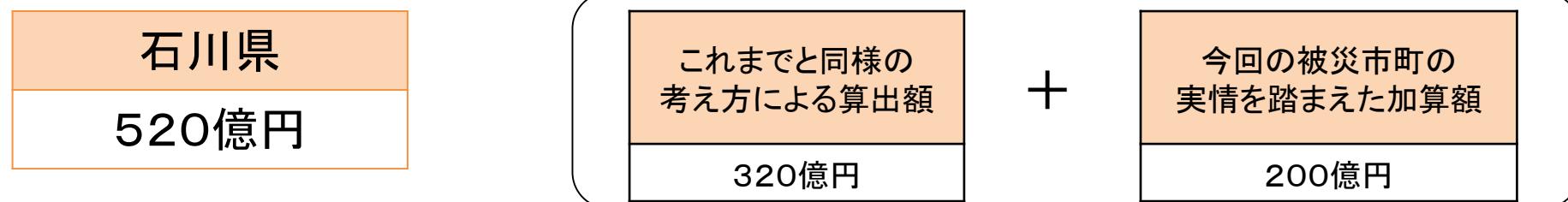
### 1 復興基金への特別交付税措置(基金の規模)

復興基金は、東日本大震災及び熊本地震と同様、取崩し型基金。

復興基金の規模は、阪神・淡路大震災、東日本大震災の被災3県及び熊本地震における復興基金への措置と同様の考え方(※)を基本としつつ、高齢化率が高く、財政力が低いという能登6市町の実情に鑑み加算を行い、520億円を特別交付税により措置。

(※)阪神・淡路大震災の措置額をベースに、県及び被災市町の標準財政規模に比例する形で、規模を設定

#### <石川県の復興基金の規模>



### 2 基金の使途・運用

基金を活用した事業の内容や事業期間は、石川県において自主的に判断。(例:液状化対策事業、宅内配管修繕事業、住宅再建利子助成事業など)

基金規模の算定は、被災市町の財政需要を踏まえたものであり、また、被災市町の実情に基づく加算がなされていることを踏まえ、きめ細かな事業を実施するという基金の趣旨からも、市町事業に十分に配慮したものとなるよう、石川県において市町と協議。

# 「地方団体に対して交付すべき令和六年度分の特別交付税の額の決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例に関する省令」の制定について（概要）

自治財政局財政課  
令和6年6月

## 概要

地方交付税法第15条第3項の規定に基づき、石川県に対して、令和6年6月に交付すべき令和6年度分の特別交付税の額として、復興基金の設置に要する経費として算定した520億円を交付する。

## 施行期日

公布の日（6月24日（月）予定）

### <参考条文>

#### ○地方交付税法（昭和25年法律第211号）

（特別交付税の額の算定）

#### 第十五条

1、2 略

3 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二条第一項に規定する激甚災害その他の事由であつて、関係地方団体の財政運営に特に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるものが発生したことにより、前項の規定により難い場合における関係地方団体に交付すべき特別交付税の額の決定については、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関し特例を設けることができる。

4 略

○総務省令第 号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十五条第三項及び第十六条第二項の規定に基づき、地方団体に対して交付すべき令和六年度分の特別交付税の額の決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例に関する省令を次のように定める。

令和六年六月 日

総務大臣 松本 剛明

地方団体に対して交付すべき令和六年度分の特別交付税の額の決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例に関する省令

石川県に対して令和六年六月に交付すべき令和六年度分の特別交付税の額として、令和六年能登半島地震に係る復興事業等を実施するための基金の積立てに要する経費として算定した額である五百二十億円を、同月において決定し、交付する。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

令和6年6月25日

## 令和6年度特別交付税の特例交付額の決定

総務省は、令和6年能登半島地震の被災団体である石川県に対して、地方交付税法第15条第3項の規定に基づく大規模災害等の発生時における交付額の決定等の特例により、520億円を特例交付することとしました。

1 対象団体、交付額及び算定経費

## 【対象団体及び交付額】

対象団体	交付額
石川県	520億円

## 【算定経費】

- 令和6年能登半島地震復興基金の設置 520億円

2 日程

令和6年6月25日（火）交付決定、閣議報告、現金交付

## 連絡先

自治財政局財政課 青山、藤原、柿本  
代表 03 - 5253 - 5111  
直通 03 - 5253 - 5612